

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和5年度第4四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）
1	西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）	清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	72,050,000	令和6年1月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	八尾工場じん芥クレーンCバケット修繕	機械器具設置工事	八尾工場	(株)福島製作所	1,980,000	令和6年1月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	舞洲工場低速回転式せん断破碎機緊急復旧工事	清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	15,906,000	令和6年2月7日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
4	北港処分地 廃水浄化設備整備工事	機械器具設置工事	北港処分地	メタウォーター(株)	27,500,000	令和6年2月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
5	東淀工場シャッター修繕	建具工事	東淀工場	文化シャッターサービス(株)	638,000	令和6年2月14日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	八尾工場1号ボイラー設備緊急復旧工事	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	10,670,000	令和6年2月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
7	八尾工場1号触媒脱硝反応装置修繕	清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	1,870,000	令和6年2月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
8	平野工場防火シャッター修繕	建具工事	平野工場	東洋シャッター(株)	1,980,000	令和6年2月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	東淀工場1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事	清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	5,720,000	令和6年2月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）

## 2 契約の相手方

株式会社タクマ

## 3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事（その2）は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、株式会社タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社タクマのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 西淀工場  
（電話番号 06-6472-3000）

## 随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場じん芥クレーンCバケット修繕

2 契約の相手方

株式会社 福島製作所

3 随意契約理由

今回修繕を行う八尾工場じん芥クレーンバケットは、(株)福島製作所において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕についてはクレーンバケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本クレーンバケットを設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後のクレーンバケットにおいて、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本クレーンバケットを設計・施工した(株)福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

舞洲工場低速回転式せん断破碎機緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

日立造船株式会社

### 3 随意契約理由

今回復旧工事を行う低速回転式せん断破碎機は、一般廃棄物を処理する施設のうち可燃性粗大ごみを破碎する設備である。今回、当該破碎機の運転中に従動軸の軸受が破損したことに伴い、運転が不可能な状況となったため、速やかな機能の復旧が必要である。

当工場の破碎設備については定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し破碎設備の運転が出来なくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、運転を再開しなければ、粗大ごみピットの貯留容量及び粗大ごみを集積するヤード容量が限界を超え、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、早急な復旧が必要となる。

当工場の破碎設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 舞洲工場  
(電話番号 06-6453-4153)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

北港処分地 廃水浄化設備整備工事

## 2 契約の相手方

メタウォーター株式会社

## 3 随意契約理由

今回整備工事を行う北港処分地廃水浄化設備は、有機汚濁物質を分解する微生物の働きを促すため、原水中に酸素を供給する設備であり、24 時間連続で稼働している。本設備を構成する機器や部品は、海水や潮風などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況である。

廃水浄化設備は、株式会社栗本鐵工所が独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については北港処分地の海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本整備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社栗本鐵工所であるが、現在、株式会社栗本鐵工所は、メンテナンス部門を担当していた同社の連結子会社株式会社クリモトテクノスとともに、平成 21 年 7 月に環境事業をメタウォーター株式会社へ事業譲渡契約している。

以上のことから、本整備工事ができる業者はメタウォーター株式会社のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 施設部 施設管理課  
(電話番号 06-6630-3353)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

東淀工場シャッター修繕

## 2 契約の相手方

文化シャッターサービス株式会社

## 3 随意契約理由

今回、修繕するシャッターは東淀工場1階のシャッターであり、文化シャッター株式会社の独自の技術により設計・製作をされているが、修理・点検部門を担当するのは文化シャッターサービス株式会社である。

本修繕にあたっては、シャッターが有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない、シャッターを設計した会社以外では、取替技術の対応が不可能である。交換部品であるガバナーブレーキ装置(製品番号:EGRG-50)、ローラチェーン、コードリール及び危害防止装置感知座板(2箇所)の部品について、他社製品では互換性がなく、取替が不可能である。また、取替後の設備全体の性能、作動状態等において一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。この条件を満たすのは、文化シャッターサービス株式会社のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場

(電話番号 06-6327-4541)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

八尾工場1号ボイラー設備緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

### 3 随意契約理由

八尾工場ボイラー設備は、焼却炉で発生する高温の燃焼ガスを冷却する一方、廃熱を最大限回収することを目的として設置されている。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要である。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っているため、故障が発生し炉の運転ができなくなった場合、可及的速やかに復旧工事を行い、炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障が出る可能性がある。そのため、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあり、早急な復旧が必要となる。

本設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が焼却設備を設計・施工した際にその性能を確保するために選定したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることと工事後の焼却設備全体において一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、焼却設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。この条件を満たすのは焼却設備を設計・施工した三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場

(電話番号 072-923-4226)

# 随意契約理由書

## 1 案件名称

八尾工場 1 号触媒脱硝反応装置修繕

## 2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社

## 3 随意契約理由

八尾工場 1 号触媒脱硝反応装置は、集じん器の後流に設置し、排ガス中の窒素酸化物とアンモニアとを触媒により反応させるものであり、今回、触媒の詰まりが確認されたため修繕を行う。

本装置を含む有害ガス処理設備は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本修繕については本設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、修繕後の有害ガス処理設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、本修繕を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 八尾工場  
(電話番号 072-923-4226)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平野工場防火シャッター修繕

### 2 契約の相手方

東洋シャッター株式会社

### 3 随意契約理由

今回修繕を行う防火シャッターは、平野工場の火災発生時に延焼防止のため防災監視盤からの火災信号を受けて、自動で動作する機能を有する設備である。

本件は、玄関ホール及び工場見学通路に設置している防火シャッターにおいて、消防用設備等点検時に試験動作したところ、防火シャッターの不作動及び完全閉鎖ができないことが確認されたので、防火シャッターの性能復旧を行うために修繕を行うものである。

本設備は、東洋シャッター株式会社における独自の技術により設計・施工されたものである。修繕にあたっては、自動閉鎖装置及びリミットスイッチ等を交換する必要がある、電動シャッターの構造、安全装置等を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、設計・施工した会社以外では対応が不可能である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある、この条件を満たすのは防火シャッターを設計・施工した東洋シャッター株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

東淀工場 1号炉ボイラー設備ほか緊急復旧工事

### 2 契約の相手方

日立造船株式会社

### 3 随意契約理由

東淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

### 5 担当部署

大阪広域環境施設組合 東淀工場  
(電話番号 06-6327-4541)